

岩倉具視の思想的特色と天皇親政の歴史的展開（下）

上 田 浩 史

小論の第1節において、あらかじめ第6節の課題を設定し明示したように、以下では、勅命と合議制との関連を中心に岩倉具視の天皇親政思想について論述するところからはじめよう。

第6節 岩倉における天皇親政の成立

1 勅命の正統性保障と合議制

文久2（1862）年夏から慶応3（1867）年12月9日の王政復古直前に赦免されるまでの洛北潜伏の時期、岩倉が最も心を砕いたのは、統一国家の形成をいかに達成するかにあった。徳川幕藩体制に代わる統一国家が天皇の親政体制⁽¹⁾によって推進されるかぎり、統治原理の中核的役割を果たす行政命令つまり勅命の一貫性と、排外主義をその理由とするのではなく、富国のための外国交際を遠望し、皇国の独立をセーブする意図に根差した「航海ノ道」⁽²⁾を開拓する海軍充実の2事項は、早急に実現すべき政治課題であった。

岩倉は勅命の一貫性をなによりもまず追求した。勅命は有効性、確実性、要するに信頼性が重要なのである。それが「真ニ宸衷ニ出ズルモノニ非ズ、当路大臣ガ一時ノ権略ノミ」と万民に疑念を抱かれれば、その権威は揺らいでしまう⁽³⁾。そもそも勅命は天皇の周辺が創作する指令ではなく、天皇自らの意志の直接的表現であったはずである。また、勅命は被治者からの批判に耐えうる正しく価値ある内容を記載した文書であるだけでなく、支配の正統性が承認され

た唯一の権力本拠から布告されなければ意味がなかった。

それが、第5節で分析したように、過激派公卿や勤王家に捻じ曲げられたのであり、この弊を修繕し天皇本来の意思を反映した勅命に回復しなければ、天皇親政など夢のまた夢であろう。こうした勅命の他者による操縦に関連し、勅使大原重徳と薩摩藩国父島津久光の東下にまつわる岩倉の所感を見ておこう。

文久2年の東下は、公武合体を薩摩藩単独の力で実現しようとする久光の方針を朝廷が了解し、幕政改革を促すための江戸派遣であった。彼らは「三事策」⁽⁴⁾を携え幕政に容喙する。その一事に、一橋慶喜の將軍後見職就任と松平慶永の政事裁職就任の人事要求があった。朝廷の派遣は首尾よく成功を取めた。しかし大原と久光が横浜生麦を経て帰京した同年年央には、急転直下、「朝議何二由テカー変」し、「前日御内約有之候慷慨激烈ノ徒ガ議論専ラ御採用」⁽⁵⁾となって攘夷祈願の大和行幸が布告され、過激攘夷派が朝廷の主導権を握る事態になったと岩倉は絶句した。

京都の政情急変は、東下した両者を切り捨てることを意味した。「三事策ノ朝議ニ参預セシ者ハ悉ク勅勘ヲ蒙リ、左衛門督（大原）ハ落飾蟄居被仰附、特ニ勤王倡首ノ三郎（久光）亦被為捨候如キ形状」⁽⁶⁾だったのである。久光は状況を察し帰薩するほかなかった。

この事態をみて、岩倉は「叡慮此如終始御一貫不被為在候デハ、如何ナル廟論ヲ惹起シ、再ビ皇威ノ不振ヲ招キ候様可立至歟」⁽⁷⁾といい、

変転する天皇の政治的態度に苦しまざるをえなかった。天皇をして「今也醜虜猖獗国威縮屈内難交起り、生靈困苦ニ至り候ハ、実ニ朕ノ不徳、政令其当ヲ失ヒ、統御其宜ニ違ヒ候ヨリ致ス所」⁽⁸⁾という反省を明示した「誓書」を、民衆に向けて発出せしめるべく進言したのも無理はなかった。

天皇の政治的意思が勅命で開示されるかぎり、勅命を確認する幕府為政者、諸藩領主からすれば、その方針が二転三転していると驚いたのは当然であろう。だが、この変転を天皇は自覚していたように思われる。自覚がありながら変転しつづけたのはなぜだろうか。それは、皇統二千年余、悠久の歴史的存在として生誕のときから天胤の宿命を背負った自覚と、皇統の保守継続を可能とする軍事力の欠如、この両者の埋め尽くしがたい距離に、常に呻吟していたからではなかったか。叡慮悩ましい中、宿命の自覚から、攘夷期日に設定された文久3（1863）年5月10日、過激派から強制された「警皇国一端、黒土ニ成候共、開港交易ハ決而不好」⁽⁹⁾との攘夷思想を標榜するに至る。

こうした二転三転に片をつけたのが、文久3年8月18日の政変である。朝廷が操縦されていた苦境にあって、軍事力の欠如から、頼れる対象であればする依頼心を天皇は拭い去ることができなかった。岩倉が自前の軍事力を入手しなかったのは、こうした天皇の心情を理解していたからでもある。

政変8日後、京都守護職松平容保ほかに、「是迄ハ彼是真偽不分明之儀有之候得共、去十八日以後申出候儀ハ、真実之朕存意候間、此辺諸藩一同心得違無之様事」⁽¹⁰⁾と広報するようでは、とても天皇に権威があるとはいえない。また、島津久光に宛てた同年11月15日の宸翰では、「八月十八日前ノ勅諭事ハ、如前文実以真偽不分明ニ候間、不審ノ儀モ候ハズ、真偽ノ処一々尋貫度候」⁽¹¹⁾と弁解しているほどである。こう

した変転に危機を感じ今一度天皇統治機構の實質に軌道修正を加えようと試みたのが岩倉であった。それはどのように思想的に準備されたのであろうか。

「人の支配」から「法の支配」への転換が近代の指標のひとつであろう。「法の支配」は、近代の立憲主義によって君主権を制限しようとする戦いを通して保障されるに至る。一方、近世封建社会の支配形態である「人の支配」にあっては、支配者たる名君つまり道徳的に尊敬の対象となる人格の保有者に政治が依存していた。幕府ないしは藩統治の方法が、多くの場合朱子学的政治理論に基づき、有徳君主の政治実践に治国平天下が実ると強く観念されていたのが封建日本であった。こうした徳治的な支配の理論が、公家岩倉の政治思想に注ぎ込まれ、天皇親政が再検討されたのである。

この「人の支配」と「法の支配」を架橋する中間的組織として用意されたのが、天皇の言葉でいえば「衆議」であり、その先にあるのが岩倉の提案する議事院である。「人の支配」である天皇権力の下部組織に、幕末期すでに合議形態をとった朝議が設置されていたがこれを改変し、天皇を支え、正しい叡慮、正しい勅命の発出を担保するよう岩倉は考案したといわなければならない⁽¹²⁾。このように改変した制度を用意しなければ、多様な政治的決断について「具状シ宸断ヲ経テ而ル後ニ施行スルニ非ラザレハ、天下ノ人心遂ニ帰嚮スル所ナシ」⁽¹³⁾に陥ってしまうからである。改変された新しい朝議は、公議輿論に諸事を決する組織の実態化を岩倉が提起したと評せられ、天皇親政完成への一里塚に位置付けられるものであり、それは人心を統合する国家的一体感をねらった朝廷の再組織化であった。

だが、文久の現実において勅命が独り歩きをし、どうして天皇主体の「人の支配」といえようか。岩倉を煩悶させた理由はこの憤りにあっ

た。この憤りが、天皇による「人の支配」を徹底させ、新朝議という制度の制作に向かわせたのであり、この制度を作るにあたっての手がかりが、第4節で論じた「勅問奉答方式」だったのである。勅問に対し奉答する形式を踏襲し、新朝議で討議が展開される。新朝議の特徴は、朝議参加者が、いふなれば天皇の心の一部分として存在する形をとり、天皇の意思決定を最も内部的に補佐するところにある。

新朝議は幕末の現実を調整し解決せんとする機能を内包し作動する。朝廷、幕府、御三家、国持大名ほか内憂外患に対する彼らの国是的な考え方の違いは、権力のせめぎ合いとして表現されるが、その解消と合意つまり挙国的方針の集約のため、君臣ともに議論する新朝議が実効性を持つ。新朝議実施の上でまとめられた奉答が上奏され最終的に天皇が裁可し、勅命として布告される。勅命は、大久保利通のいわゆる「非義勅命」と罵られることのない、万人の承認しうる内容を持つものとして成立することとなる。

岩倉は問答的会話をを用い、この手続きの重要性を次のように強調した。

議者或ハ又日ハン、聖意ヲ以テ確定シ、大樹(將軍)之ヲ賛成ス、誰カ奉行セザランヤ、勅問ハ蛇足ナリト。是レ然ラズ。国是ヲ議定スルハ国家ノ安危ニ係リ、事最モ重大ナリ。天子一人ニテ決シテ之ヲ定ムベカラズ。何トナレバ天下ハ祖宗ノ天下ナリ。君臣相共ニ是非得失ヲ審議シテ以テ宸断ヲ下スベキナリ。⁽¹⁴⁾

天下はいまの天皇のみの天下ではない。悠久の歴史とともに存する祖宗の天下なのである。こうした岩倉の歴史的天下意識は、上古以来、君臣関係を基礎付けてきた道德秩序の世界に、天皇以下すべての人間が在住していることを含意している。この世界の住人である君主と臣下

が、五倫のひとつ「君臣ノ義」の道をこれまで通り正しく履行すれば、新朝議は皇統の伝統を継承し尊重する会議となる。そこには天皇と臣下の名分論的な倫理的結束が認められ、このような道德法則を扶植する精神的態度が、一層、新朝議の歴史的存在の正統性を証し、現実の一体感を安息にする。しかもそこでは「官位任叙ニ於テハ素ヨリ殊異アルコトナシ、均ク天子ノ任叙スル所ノ官位」を逆手にとって、「同ク朝廷ニ会議セバ、譜代大名モ徳川ノ臣籍ヲ脱スルコト」⁽¹⁵⁾が可能となり、「君臣ノ義」⁽¹⁶⁾が万人対象に地均しされ、王政の布石となって「革新ノ政」⁽¹⁷⁾実施への道が切り拓かれることになるのであった。

以上のように、新朝議は、「君臣ノ義」という儒教的道德徳目を紐帯とする合議組織であることが確認された。もちろん、この新朝議の構想は実を結んだわけではない。岩倉は公家世界の下層に位置しており、この意見が採用される見込みはなかったからである。

では、岩倉のこのような組織設計の思想は、明治期にどのように移行、拡大される可能性があったのであろうか。こうした疑問への解答を考えながら岩倉の政治制度論と教育論をまとめていくが、小論では、新朝議設計の岩倉の思想こそが、立憲制を理解し受容する原点となっていたと考えている。

2 明治期における天皇輔導と合議制度

慶応3年3月、この年14歳で踐祚した明治天皇の摂政二条齊敬に、岩倉は次のように建白した。孝明天皇亡き後の皇国立て直しを急ぐため、「皇国上下ノ方向ヲ一定シ」⁽¹⁸⁾、君民一丸となって富国と強兵を同時に達成することを目標とし、その象徴として新天皇を輔翼する体制固めに踏み出すべきである、と。王政維新は260年余つづいた封建制度を廃止し、一君万民

体制の下、経済的にも軍事的にも国力充実した体制を樹立する意図を持った社会総体の変革であり、この変革は同年師走9日、クーデターとして端緒につく。

王政復古の布告文では、旧来的朝廷の政務主体であった摂関制廃止が第一に掲げられており、岩倉にとっては、皇威宣揚、旧朝廷解体という生涯の願望が満たされた歴史的瞬間といえよう。摂関制に代わり天皇親政の本格的制度化、したがって新しい行政機構、合議機関の創出が焦眉となる。なお岩倉にあっては、「明治維新」と後から呼称される言葉でこの歴史的改革を意識したのではない。飽くまで王政の出發、王政維新として把握されていたのである。

だがまだ戊辰役突入前後であり、今後戦乱つづく維新初頭にその完全な組織を整える時間はなく、臨時機構として天皇親政執行部の仮設置すなわち総裁・議定・参与の三職制による見切り発車というほかない試行にとどまった。岩倉は至当の公議を尽くすべく「仮り」⁽¹⁹⁾の参与に着任する。岩倉ほか政府創設者に求められたのは、この臨時組織を精密な官僚制度に編成する協働であった。

明治2（1869）年5月末、官制改革断行の結果、宮内省が増省され、天皇親政のデザインに岩倉や大久保、木戸孝允は全身全霊を傾ける。それは宮中と府中の一体化を志向する政治姿勢とあってよく、すでにその雛形を、同年正月25日、岩倉は「政体建定」ほか3件にまとめ、輔相三条実美に呈してしたのである。

そこでは、日本の政体が歴史的な「建国ノ体」⁽²⁰⁾に定礎されなければならないと説かれている。このほか、親王などに限定されていた政府の重要役職就任要件の解除を求め、政府運営に役立つ賢材を身分に拘らず採用する問題提起もあった。賢材を容れた王政は、改めて「君臣ノ道、上下ノ分明カニ」⁽²¹⁾することによって結束力を増し、富強の基礎を鞏固にする目的を

遂げようとする。こうした目的達成のため、第1に、幼い天皇を英明な君主に成長させる輔導、第2に、幼い天皇を支える施政上の合議制度が用意される。第1の点から述べよう。

岩倉は古今不易の美制である君徳培養を一日も欠かしてはならないというが、具体的にどのような構造を持つものなのだろうか。彼は天皇輔導にあたり、「其才ヲ精撰セザレバ、縦令天資聰明ニ涉ラセラル、ト雖、或ハ聖徳ヲ累シ奉ルガ如キ事ナシ」⁽²²⁾といわなければならないが、教育担当の人選に条件をつけ万全を期した。公家あるいは諸侯出身者という縛りをつける一方で、他方、公家世界における伝統的な教育環境を熟知していたがゆえにこれを反省し、身分だけでなく篤実さに満ち人格的に優れ、知識を世界に求める五ヶ条誓文の立場から「和漢洋ノ学問アルモノ」⁽²³⁾のように、専門的、学問的重厚さを輔導資格者とした。こう設定したのは、封建から近代に移行する社会転換期にあって、単に民の父母的な仁君にとどまらず、富国の実現に必然的な文明開化を牽引するイメージに叶った力量を天皇に修得させたかったからである。

輔導者資格の設定は天皇の生活環境である宮廷の刷新に先鞭をつけた。その人選に影響を与え、輔導は多面的な人間育成の立場からなされるべきであるとの考え方が、岩倉、大久保、そして明治3（1870）年末頃に東京へ呼び戻された西郷隆盛と共有され、西郷に近い元武士層からの侍従選定が宮廷と天皇当人に大きな変化をもたらしたのであった。

天皇が明徳を備え政治の大綱を総攬できるまで君主的素質を開花した暁にこそ、「政府其人ヲ得ベシ」⁽²⁴⁾というべきなのであり、聡明な天皇を瞻仰するところの天下億兆、つまり明治人の安泰が約束されるのである。

以上の考察から、岩倉がどのように宮中教育を制度化しようとし、輔導の実質を高めようとしたのか明らかになったと思われる。しかし岩

倉自身はいかなる天皇輔導の教育思想を持っていたのだろうか。また、このことと関連し、教育史的観点から興味があるのは、岩倉と侍講元田永孚との思想上の異同である。以下、具体的に掘り下げておく。

『聖徳ニ関スル上書』が書かれたのは明治8(1875)年春である。岩倉がまずこの上書で、「洋外各国名君賢主ノ言行」を参考にせず祖宗列聖の教えのみを順次列举し、そこに自分の意見を加え「勅旨ノ深遠ナルト 天位ノ隆、宇内万国ト相隔絶スルノ所以ノ一端」⁽²⁵⁾を述べると断っているのは注目に値する。なぜなら、欧米の富強の真価に茫然自失となった遣欧使節から帰国してまだ1年ほどであるにもかかわらず、西洋文明の驚異は認めながら君主のあるべき在り方にかぎっては西洋に範を全く求めていないことがはっきり宣言されているからである。岩倉はこの時点では日本の歴史的伝統に基づいた君主の在り方を模索していたのであり、日本独自の君主像を追求する原点に祖宗列聖の教えを置こうとしたのであった。

祖宗の教えの一つは、天下を統御する要領として引用された天智天皇の勅語である。岩倉は勅語を解説⁽²⁶⁾して「刑賞ノ道」の誠実な歩み方を語り、「賞罰ノ権」は君主に「撫御ノ道具トシテ数々与ヘラレタル中ノ最モ大切ナル」権限であって、その扱い方次第では国が亡ぶと論じていた。ここで注意すべきは、「賞罰ノ権」が天皇の道徳的精進から自然に備わる徳治主義の一環ではなく、「天ヨリ万民ヲ治ムルガ為ニ人君ニ預ケラレタ」権限であって、「決シテ人君ノ私有物ニハ無之」というように、法治主義を理解せしめる教説だったことである。この理解の仕方は、政治的権限が天皇に集中する親政体制にあって、国家行政の個別領域の権限を恣意的に運用することに非を唱えるものであろう。もしそうなら、将来、天皇大権の解釈と運用においても、同様の発想を求める思想的可能

性が岩倉にあることを示唆していよう。

もう一つの祖宗の教えは嵯峨天皇の勅語にみられる国家統御の「大本大源」についてである⁽²⁷⁾。それは「方ヲ設ケテ」つまり方法を用意して、「万民ノ貧困ヲ救フ」ことであった。国家統治は天智天皇の教えである賞罰権が正常に機能するよう専門的な行政に注意を払うことだけに満足せず、むしろ富国政策によって統治全般の脅威となる民衆の困窮を解決しなければならない。生活の安定と向上つまり富裕化が、道はずれた民衆の行為をなくすという統治の要を、岩倉は祖宗の伝統的な教えから学ぶべきだと主張するのである。究極のところ、岩倉は嵯峨天皇の勅語から「国家ノ政事其道ヲ得テ、人民ノ心、平日政府ニ服従」するかどうかにかかっているとの教訓を上奏したと捉えてよいであろう。

要するに岩倉は「大本大源」である経済活性化の遺訓を示すと同時に、統治構造を細分してみせ、行政執行の意義を理解させ、個々の領域が正しく運用されているかどうか総判する主権者的役割を天皇に期待し、こうした観点から政務を学習する現実的な教育を宮中において励行させようとしたのである。すなわち岩倉が企図したのは、近世的、道徳的君主ではなく近代的な法治国家の君主としての資質を開拓、増進する教育であり、こうした岩倉の立場は、上書の表題は聖徳を冠しているけれども、実質は法に則った政権担当能力の育成に力点を置くものであるということができ、元田ら侍講の唱える君徳さえ培養すればあらゆる問題は解決するという徳治主義の立場に立って論ぜられたものではない。道徳は執政における本質を忘却しないよう天皇の権力的姿勢に添付されたに過ぎなかった。こうした違いのほか、岩倉と元田の思想上、教育上の相違はどこにあったのだろうか。

明治11(1878)年は、すでに秩禄処分が断行され、零落れゆく華士族を救済する最終局面と

いってよかった。この局面は西南戦争にかかった戦費償還をめぐって、大隈重信の外債募集による紙幣整理策と後にデフレ政策としてあらわれる松方正義の財政方針とが激突する時期に重なっている。このとき生産活動にならに従事せず、公金受領しうることから厄介視された華士族、とりわけ士族を再生し、不平が燻って国家形成の反作用つまり言論的反政府運動に向かわせるのではなく、たとえ過去の栄光であったとしても封建的藩統治に不可欠な家産官僚的な実務手腕と忠誠心を、西南戦後の国家建設のエネルギーに転換し動員することが、文明開化期を終え、いわば明治国家の第2次成長期にあたるこの時期の殖産を急行する実際的策略だったのである。

また、華士族が封建の世において儒教を学び倫理を修めたがゆえに、大衆の習うべき道徳的モデルであったことも、200万人近くを数える彼らを有効活用する方途であった。岩倉は士族の若い世代に対し、親世代からの道徳的伝統の継承消滅を憂う一方で、若者の自立を心配し、士族救済の名の下に中等教育の科学主義的発展を提案したのであった。これを明治12（1879）年の徳育論争⁽²⁸⁾と関連付け、元田との思想的相違点を指摘したい。

伊藤博文と元田が思想的に対決した徳育論争の争点は複数あるが、その一つに民権運動にのめり込む政談の徒にどう対策するかという問題があった。伊藤ら官僚は現状の待遇に不満を持つ華士族の子弟の「言論ノ敗レ」的な知的反乱や革命的行動を恐れ、彼らへの授産を科学学習への没頭に方向付け実学養成しようとし、政権批判意欲を喪失させ、政治的無関心層をたくみに造出しようとしたのである。

一方、当時侍読侍補兼任の元田は、伊藤の『教育議』への反論において「教育ノ極点ハ、決シテ科学ニ止ルベカラズ」といい、学校の本旨を道徳養成に置くと同時に、君徳による感化作用

を深く信じ、無頼の徒と化す士族青年の思想上の変化を喰い止めることができると捉えていた。しかもこの君徳の教化力を国教樹立の一理由としたのである。

では、岩倉はどうであったのか。結論からいえば、岩倉は伊藤と似通った思想的立場にあった。欧米における過激な自由の提唱が日本に伝搬し、民権運動に新参する無防備な若者たちに刺激を与え、忠信淳厚のよき遺風が止まんとする危機にあつて、遺風を忘れない士族に期待する。社会風俗の矯正のためには、この「高尚ナ種族」⁽²⁹⁾を再登板させる方が得策なのである。誇り高く倫理的存在の士族が、都市圏で民権思想に感染し、いわば非行化する青年を防疫できうる手本なのである。防疫の役割を担わせるため士族を中流社会編成の核とすることが、政府のとるべき「慈仁ノ道」⁽³⁰⁾にほかならなかった。そして、士族が組成した中流社会の気力向上が、富国路線の本筋であることを岩倉は示したのである。

中流社会の形成と関わって、岩倉は大所高所の見地に立ち、日本国土の均衡的発展をめざして、地方官に生産能力陶冶の采配をふるわせる。その凝集点として科学学校設立の計画を立案し、地方改良を促す。開化を知った都市が、いま以上に民権的な「匪徒ヲ植ルノ園畝」に変貌する悪夢を回避するため、やや強引に「士族ノ子弟ヲシテ、就学ノ便ヲ其本籍ニ得セシムル」強権を発動し、地方経済の発展と郷土愛の養成を指導しようとしたのであった⁽³¹⁾。

都下地方を問わず、教育の場の弊害は「徒ラニ空理政談ヲ事トシ、或ハ党派ヲ激シ、物議翕合ノ地ヲ為ス」⁽³²⁾というところにある。公立として科学学校を設立するねらいは、科学の本質が「精微」で直ちに成果を上げられない時間の必要な勉強であることから、青年をして「余力閑日無カラシメバ、以テ浮薄詭激ノ習ヲ暗消セシム」⁽³³⁾点にあった。科学学習に専心すれば政治

関心が低下する。両者が反比例の関数にあるのであって、岩倉は政府批判の政治思想を排除しようとし、科学学校を地方における橋頭保としたのであった。こうした岩倉の戦略は伊藤と思想的に共通点を持ちつつ、より踏み込んだ具体的対策の提示といえるが、元田とは全く異なる制度的戦略であるといわなければならない。

第1の論点である天皇輔導の説明が、岩倉と元田の思想的相違の説明を入れたため、やや長くなったが、以下、第2点目の天皇輔導と表裏をなす合議制度に触れよう。英邁な天資が生まれながらに備わってしようとも、これを顕現でき難い幼少期、そして天皇親政が永遠に連続する体制を保証するため、岩倉は「明天子・賢宰相ノ出ズルヲ待タズトモ、自ラ国家ヲ保持スルニ足ルノ制度ヲ確立スルニ非ラザレバ不可ナリ」⁽³⁴⁾ と思い切った発言をする。明天子が出世しなくともフレーズは、平生の岩倉からすればいい過ぎの感があるが、それほど制度の準備を強調したかったのであろう。この発言は、輿論を集約する議事院設置の宣言と読み替えてもいい。万機の政治は「天下有才ノ諸侯ヲ撰ンデ京師議事院ニ会シ 朝廷大臣天下公議ヲ採テ相共ニ賛輔シ、下士庶ニ至ルマデ其器ヲ以テ議事院ノ諸員ニ充ツ」⁽³⁵⁾ とされる特徴と規定を持った合議体によらねばならないのである。

と同時に議事院は、岩倉が強調するように決して欧米を模倣する立場から設置が提起されたのではなく、我国神代からすでに存在する公正な審議の場の再生だと主張されていた。こう捉えたのは、議事院では公論形成の話し合いが行われ、個々の論者の意見が尊重される点で、西洋議会制より以前に日本にはこうした審議の場があったのだという先進性を闡明したかったからにほかならない。議事院が幕末における新朝議の設立思想を引き継いでいるのは明らかで、運営手続き的にも、議事院の「帰着スル所ヲ宸断ヲ以テ」⁽³⁶⁾ 定めることができれば「実ニ公明

正大ノ御聖業」⁽³⁷⁾ が実行できるというように同一とすることができる。このような議事院を天皇が名君に成長した後も機能を継続させ、次代、次々代の天皇の治世においても補佐し、永久に皇統政治が貫徹するところに、岩倉の理想とする王政支配の継承があった。

以上のように、岩倉の天皇親政における構造的特徴の2点について、その意義と内容を彼の語るところに即して思想的に分析してきた。政務を理解しうる教育を受け、統治者の資質を確保した天皇が、議事院の上奏を裁可すれば、「縦令異論百出スルモ容易ニ之ヲ変更」⁽³⁸⁾ できない。岩倉を苦しめつづけてきた勅の不安定性が、ここに回復する制度を持ち、朝令暮改の王政批判は消え、親政下の多様な業務が太政官に集う官僚に配分され肅々と執行されていくのであった。

ところで岩倉の考えていた天皇親政が、国内的だけでなく対外的にも承認を勝ちとるには、強力な軍事力を必然とした。しかしここがアキレス腱であった。強兵の実現は富国を待たなければならず、二兎を追う困難を自覚していたからである。

3 軍事構想と親政の完成

王政維新の戦乱的状況において、岩倉は「夫レ人ニシテ刀銃ヲ持セザレバ、軽侮必ズ到ル」との感覚を持っており、これを拡張し、「国ニ兵備ナケレバ他国之ヲ侮ルノミナラズ、国人ト雖ドモ之ヲ軽ゼントス」といい、防衛のための武力充実を常に忘れることはなかった⁽³⁹⁾。列強から侮られない海軍の増強を絶対とすると同時に、国内の反乱を制圧する治安目的からも軍備関心が高かった。

明治元年、岩倉は、兵部省管轄の常備海軍と諸藩管轄の予備海軍の並列を、最終的に連合し育てていく予定であった。政府財政は火の車で

あったが、蒸気艦少なく木製が多い中、兵部省特有の「鋼鉄船」⁽⁴⁰⁾をも増艦しようと計画していたのである。この増強の理由を国内改革の方向性と対外観から示そう。

慶応3年の上書『濟時策』によれば、文武とも西洋に遅れている日本が、自己を再建するにあたっての最優先改革は、「皇国六十余州ヲ以テ一箇ノ皇城」⁽⁴¹⁾とすること、すなわち独立した中央集権国家体制を整えることにあるとされる。国内が統一して漸く列強と経済面、軍事面で五分に戦えるのである。軍事は統率が肝要で、中央集権でなければ威力が半減する。

それゆえ『王政復古外交勅諭草案』で、天子が統治する伝統的条理を逸した「半主国」⁽⁴²⁾の状態、つまり幕府と朝廷が権力を分けあっている状態を脱し、いわば全主国とでもいうべき神皇建国の独尊自立をはっきりさせ、これを全世界に発信しなければならないと述べられているのである。神皇建国の政治体制は「自主独裁ノ体」でなければならず、それは「帝ノ命令全国無所不至、是自主独裁ノ本也」⁽⁴³⁾と説明されるように、勅命＝行政命令に従って国家の諸活動が運行される支配体制を意味していた。逆にいえば、「其国大ナリト雖、国王ノ命、偏ク全国ニ及バズ、各處政令ヲ異ニシテ王命ニ違フ事アル、是半主国ノ体也」⁽⁴⁴⁾と否定されるわけである。半主国から全主国へ王政の根本目標を設定したことに、このときまだ幻に過ぎなかった廃藩置県の姿をつかまえ、引き寄せる岩倉の見通しが含まれていた。

ところで王政がはじまったといっても、民衆にとっては大号令を紙面で公表した事件に過ぎない。だから王政の開始を民衆に「感動」⁽⁴⁵⁾させるには具体的な政治的表現が必要であろう。と同時に君主制国体を対外的にも認知させたい。そのためには開国を国是として渙発し、対外的独立が保障される「航海ノ道」を政府の方から積極的に歩む外交を明らかにするほか方法

がない。

それは第1に、西洋諸国の意表を衝くやり口といえるが、孝明天皇すら絶対に許可しなかった喉元の要地である兵庫開港をこちらから諸国に通達し、機先を制することである。19世紀後半の帝国主義的国際情勢にあって、これまで半主国的立場で応接していた日本外交を刷新するには兵庫を開く荒治療が不可避と岩倉はみていた。世界に開かれた王政を民衆に印象付ける操作と宣伝が重要だったのである。王政復古と兵庫開港は、同時的に達成された。

第2に、アメリカはじめ諸国に「勅使ヲ発遣シテ歴聘セシム」⁽⁴⁶⁾能動的な西洋文明摂取の姿勢の表示であった。徒に国内に座し、いわれるままに条約や同盟を相手方から締結要求される恥辱に甘んじることなく、法理論を摂取するためにも勇気を持ってこちらから未知の世界に足を踏み入れ冒険するエンタープライジングスピリットが、諸国との対等な関係を作る第一歩であると岩倉に自覚されていた。彼は「審二万国ノ虚実ヲ察シ、悉ク其所長ハ之ヲ採リテ、吾ガ皇国ノ用ニ充ツルコト」⁽⁴⁷⁾と述べ、佐久間象山における西洋文明摂取の思想を継承し、自然科学だけでなく社会科学においても文明的事物の採長補短主義を打ち出し、西洋を学ぶことが国際社会で生き抜く術だと信じて疑わなかった。

このような外交展望を持ち、岩倉は「富国ノ道」、「貿易ノ道」⁽⁴⁸⁾を敷設しようと腕を組む。横井小楠が『国是三論』で、交易の道は「天地間固有の定理」であり、世界の交易推進の動向に従うべきと論じ、開国及び貿易を正しい行いであると認めたこと⁽⁴⁹⁾と同様に、岩倉も交易通商は「有余ヲ以テ不足ヲ補ヒ、互ニ便利ヲ謀ル」⁽⁵⁰⁾行為であるといい、五ヶ条誓文に明文化されている天地の公道に適當するとみなすのである。

だがその一方で、岩倉は冷徹な眼も持っていた。明治2年、奇しくも小楠が暗殺された年で

あるが、岩倉は『会計外交等ノ条々意見』を書き、万国公法建て前論を展開するのである。外国交際において礼を尽くすのは当然であるけれども、国際社会は砂糖菓子のように甘いものではなく、所詮は敵だという暗黙の了解を忘れてはならないと政府内に警告する。万国公法は世界各国がテーブルに着いた正統性ある合議によって成立した国際法ではなく、文明国を自認する欧米諸国中心に法定された鍵括弧付きの公法であって、恣意的運用の可能性が高く万国の遵守が期待される代物ではないと岩倉は見抜いていたのである。公法とは名ばかりで「万国共ニ守ル所ト云フニモ非ズ」⁽⁵¹⁾、ただ外交折衝の諸事例を集成した「書籍」に過ぎない。国際社会は軍事力の強弱がものをいい、緊張緩和する暇もない。岩倉は万国公法を「恃ニ足ラズ、守ルニモ足ラザルナリ」⁽⁵²⁾と一刀両断に斬り捨てたのであった。「紙上ノ約ヲ恃ンデハ、決シテ外国ト交ル可カラズ」⁽⁵³⁾なのである。こうした冷徹な見方は、明治4（1871）年、全権大使を拝命した欧米使節団時代にも貫徹されていたのである。

これまでの論述から、岩倉における天皇親政の全体的思想構造が明らかになったと思われる。それを改めて約言すれば、天皇を近代的、政治的君主に育成する政務輔導の実施、天皇統治を永久に補完する議事院の設置、そして、この体制を永続するための海軍を主たる増強の対象とした軍事力の整備であった。これらが三位一体となって天皇親政が完成されるのである。

第7節 天皇親政と明治憲法制定への道

岩倉における天皇親政の構造分析を受け、天皇親政の歴史的展開を立憲制との関わりを通して跡付けようとする本節では、天皇親政がどのような政権内部の立憲思想の波に洗われ、補強されていったのか、最初に木戸孝允と青木周蔵

の立憲思想を祖上にのせ探っていく。政府要路は、明治14（1881）年時点でも民権派の叫ぶ議会制民主主義を認めず、天皇親政を合理的に組み込んだ憲法の思想的制定作業に歩を進めた。小論では、岩倉の憲法意見書が公式に政府へ提示された同年7月あたりまでを考察対象の期間とする。

岩倉はまず、木戸の思想的挑戦を受けたと聞いていい。ただこの挑戦は結果的に岩倉の天皇親政思想を補強するよう働いた。木戸は憲法論の形成過程において、故郷を同じくする青木の憲法に関する説明を強く参考にしていった。木戸の憲法への関心は、当時まだ若くドイツ留学生であった青木との問答によってわかる。信教の自由に関する議論、欧州各国の憲法の特徴、プロシアの自治制度ほか、青木を媒介に理解したことが木戸の憲法論に生かされたといえる。

中でも、木戸は、なぜ国家は憲法を制定しなければならないのかという初歩的だが根源的な質問を青木にぶつけている。青木は「『コンスターション』は、之を譬ふれば為政上の花にして、行政は其の根なり、幹なり」⁽⁵⁴⁾というような簡潔で印象的な言葉を披露し、プロシアの国家形態を説明した。国家の基本法を制定する前段階において、各種行政法をあらかじめ整備しなければ、その国は国の体をなさないという理解と、花たる憲法は行政の正常的執行の上で必要なのであり、その国の歴史と民度に即して制定されるべきであるとの理解と、この2点をもって木戸に回答したのである。青木は木戸のさらなる求めに応じ、「憲法制定の理由書」⁽⁵⁵⁾を書き上げ送付し、「大日本政規」⁽⁵⁶⁾を仕上げに至る。

青木から各種行政法の先行的整備をせよとの進言を受けた木戸が、官僚の裁量権を明確化し、官僚の暴走を抑え職務を着実に履行させる規定、つまり行政組織運営規則の条文化が憲法制定の第1のハードルであると確信したのは当

然であった。他面、木戸は皇室を尊重する日本の歴史的伝統に則り、民度を勘案し「独裁の憲法」⁽⁵⁷⁾を採用して専制体制で民衆を牽引していかなければ開化と独立は不可能とみていた。あえて専制権力を約束する内容の入った天皇親政の憲法政治が、近代日本の発展を保障する。独裁の憲法は啓蒙下にある民衆の半強制的開化を待つ間の便法的政規であった。公教育の充実も、開化を加速するためである。なお、青木との問答から推察するに、民度の一定レベルの到達は、自治制度の運営如何によって測定されるようである。

欧米から帰朝後、木戸は憲法建言書を草制度取調掛に提出した。木戸の憲法構想は国家を「一家の私有」⁽⁵⁸⁾と天皇が捉えることについて慎むよう迫る一方で、天皇独裁の下、「有司の随意」⁽⁵⁹⁾つまり恣意的行政運営を抑制する方法で専制権力批判を和らげ、バランスをとろうとするプロシア憲法を範とした統治機構論ということができる。

木戸は台湾出兵に反対し政府を離れる。だが人材不足の政府に懇願され、木戸は参議に復職する。その契機となったのが大阪会議であった。同会議における板垣退助の参議復帰も含めた妥協は、漸次立憲政体樹立の詔を発する結果となった。同会議の本当のねらいが政体変更の画策にあると訝ったのが岩倉である。大久保に同会議の開催主旨を問うてもはぐらかされるばかりで、この詔の発出は、「国体一変ノ基タルヲ以テ終始不可」⁽⁶⁰⁾と日記に書きつけ、天皇親政が否定される芽を摘まなければならないと思い、厳しい態度をとった。

しかし岩倉は憲法そのものの制定を拒否したのではない。明治11年には、「憲法ハ海外各邦ノ方法ヲ模範トセズ、我邦皇統ノ無窮、民俗ノ習慣、国民ノ秩序、佗邦ニ異ナル所以ヲ考察シテ之ヲ制定シ、以テ帝室ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルベシ」⁽⁶¹⁾と明言し、日本独自の憲法制定を希

望していた。翌12年、岩倉は冷静さを取り戻し、「立憲政体 詔書ノ件ハ其際ヨリ下官終始不同意ナリ。然レドモ既 発令アリ。今之ヲ如何トモ致シ難シ。宜シク其緒ヲ継ガザルヲ得ズ」⁽⁶²⁾と一転した。国体を尊重し条理を破壊せず、天皇親政を基礎とした憲法制定に面舵をとり、岩倉は制定の主導権を奪うべく動き出す。こうした一転の理由はどこにあったのだろうか。

それは第1に、岩倉にあって天皇親政と公議輿論つまり議会制につながるものとは、思想的に矛盾なく把握されていたのではないかということに関係する。この2つの原理を両立させる思想上の矛盾をつつくよりもむしろ、両原理が統合的に把握されていたと捉える方が、岩倉の思想的実体に近いのではないだろうか。だから小論では、議事院において、天皇の臣下たる大臣参議たちが幕末とは形を変えて「君臣ノ義」の観念を共有し団結するという伝統を継承した話し合いの在り方を論じ、この2つの原理の統一という矛盾を矛盾としない天皇親政の思想構造を描いてきたのである。

現代の我々からすれば、両者の統合は矛盾のように感ぜられるし、自由、平等、民主というような近代的価値が次々と獲得されると予測する歴史の発展的見方から、民主的憲法制定を読み込んでしまいがちだが、岩倉にあっては君主制たる天皇親政は、封建制を漸く廃止した日本における伝統回帰、ある意味では最新の統治理論と理解されているのである。これを憲法にどう表現するか。そこに主導権奪回の一理由があった。

もしそうであれば、岩倉が立憲的なものに邂逅したとき、その導入に「根本的な制約」⁽⁶³⁾をかけたというよりも、アジア初の憲法制定の意欲に満ち、たとえ敵対物であろうと幕末維新期の経験を反芻して議会制、憲法を必死に理解しようとし、日本独自の憲法を作ろうと人生最後の仕事に着手したのだと評すべきであろう。「制

約」が国体尊重の憲法制定にかけられるなら、木戸も大久保も、岩倉と同じかそれ以上に国体を重視し、民衆をナショナルに統合するための憲法を制定しようとしたといわなければなるまい。また、「立憲主義をどの程度に採用するか」という点になると、岩倉は二の足を踏んで、持ち前の公家の血から、岩倉の前進はここで、ハタと止まってしまった⁽⁶⁴⁾と指摘し、公家の血に立憲制に向かう走路途上の停止理由を求め保守工作をしたと位置付けるよりかは、文政8(1825)年生まれの家公政治家が、限界を限界とせず、立憲制を採用した天皇制国家像を見通すスコープとして議事院を実装し、天皇親政的立憲国家形成に努力を重ねたと評さなければならない。

岩倉一転の第2の理由は、宮中府中の関係に兆した問題にある。明治10(1877)年秋、西南戦争は鎮定されたものの動揺が収束したとはいいい切れず、暗雲が日本社会を覆っていた。大久保は戦後不安を払拭するには天皇の力に頼るほかないと考えていた。宮内卿就任を切望していた彼は、大御心を民衆の精神安定に作用させるため、伊藤に命じて宮中と府中の一体化の了承を天皇に嘆願する内容の上奏文を提出させたのである。江戸城内にあった皇居と太政官が、明治6(1873)年5月に炎上して以来、宮府は地理的に分離を余儀なくされていた。一連の士族反乱鎮定を目途に、明治10年8月、天皇臨御の不便を解消するためにも太政官を新皇居内に移し「以テ内閣ノ名ニ称ハシメ、陛下朝ヲ視ルノ地ヲシテ近ク庭闈ノ間ニ在ラシム」⁽⁶⁵⁾処置をとって、物理的にも心理的にも宮中と府中をこれまで以上に一体化させ、天皇の權威に前途を託し、確固とした親政体制を前面に打ち立てて明治の世の弥栄を永続させようとしたのである。この年は宮中に侍補を設置した新局面でもあった。

宮府一体化した親政の下、侍補の閣議傍聴要

求という度を越した政治介入に伊藤が手こずる政局となったのは、大久保のツケを払われたようなものである。大久保の産み出した魔物を伊藤が退治するごとく、明治12年10月、侍補は廃止され、宮府一体化の体制は終焉すると同時に、宮中と府中の別が近代国家の政治原則として確認され、今後はこの原則を守る立場から天皇親政の在り方が検討されなければならなくなった。側近政治は瓦解したといえよう。

宮府の別を掻き乱した侍補の政治介入に対し、岩倉も激怒していた。岩倉と元田では、天皇親政を推進する点では完全に方向が一致していたけれども、太政官の一部局に過ぎない侍補が、立場を弁えず政治介入する暴挙は、太政官制の要である右大臣職にあり、太政大臣を助け内閣の議論を調整し天皇に上奏する政治家岩倉にあっては決して許される行為ではなかった。元田の天皇親政はここで挫折したが、岩倉はこの介入をみて、宮府の別を踏まえた新しい天皇親政体制は、もはや大綱設定つまり憲法政治でなければ不可能だと悟ったのである。この悟りが、諸参議に憲法意見書を提出させる動機となり、自らも憲法について正面から検証するバイタリティとなった。これが、もう一つの岩倉一転の理由であった。

維新第一世代の木戸は明治10年に病死し、翌年には大久保が暗殺された。岩倉に残された時間もあと6年しかない。彼らは憲法の条文を確定し天皇親政を明文化する作業に携わったわけではない。彼らは国家の行く末を思い描いて、当時推奨しうる憲法は、開化途上にある民度に即応し、天皇に権力が集中する親政を表現した君主制憲法しかないと考えていた。木戸と大久保の憲法意見は、多少の違いはあれ、民衆が文明化すればそれを反映し、憲法そのものを文明的、民主的憲法に変質させるべきであるとの留保を追伸した提案であった。だがまだ憲法の姿も形もない時点で、そのような軟性を特徴に組

み入れた憲法を、たとえ意見書の形であったとしても主張することには無理が目立つ。実際、制定された明治憲法の代名詞は「不磨の大典」であった。この2人のいわば液体状の憲法構想を、明治14年の政変の危機をバネに固定したのが、「大綱領」ほか岩倉の一連の憲法意見書とすることができる。

岩倉は、維新以来「政ハ依然タル旧套ニ因襲シ君主擅制ノ体ヲ存ス。此体ヤ今日宜シク之レヲ適用スベシ」⁽⁶⁶⁾と大久保が断定した、当時における君主専制の肯定の主張と、木戸が青木から学んだプロシア国家体制の理解に基づく天皇独裁憲法の制定意欲の2つを引き継ぐ。そして、天智嵯峨両天皇ほか祖宗の教えのみを貴ぶ視野狭窄的な伝統墨守の姿勢と、西洋の議会制的な組織が古来日本に存在していたと強弁する態度とを捨て、プロシアはじめ西欧の憲法の特徴を一から井上毅に学ぼうとする方向に、思想的に転回したのであった。

岩倉はこうした転回の立場に立ち、天皇親政を根底に据えた「憲法起草ノ標準」⁽⁶⁷⁾を明示し、「政党内閣新陳交替ノ説」⁽⁶⁸⁾つまり議院内閣制を否定した。木戸の言葉である「建国の大法はデスホチック（独裁制のこと。つまり「独裁の憲法」を建てるということになる—引用者の註）に無之では相立申間敷」⁽⁶⁹⁾との憲法制定の見通しを信頼し、たとえ天皇親政がある程度専制的施政になったとしても、憲法制定権限が天皇に存する欽定憲法主義を選択死守し、明治憲法における軍の統率権、官僚の任免権、議院解散権、前年度予算執行権ほか、天皇大権の素材を提供したのであった。

岩倉は、無権能な封建的天皇を、政治権力を掌握した近代的天皇へと創造したのであった。

むすび

岩倉の一連の憲法意見書は、いうまでもなく

井上毅の草稿が元になっている。だがそれを公的に認証したのは、紛れもなく岩倉本人である。井上が書いた建言書を我がものとして署名、採用したとき、そこに込めた岩倉の思いは、木戸大久保の遺志を脳裏に、3名連帯の憲法標準として公けにしたという達成感にあった。

予ト卿及ビ大久保ノ三人ハ退キテ閑散ノ地ニ居リ、君徳輔導ノミヲ専掌シ、カメテ漸進ノ説ヲ唱ヘ、他人ヲシテ守旧ノ頑翁ト謂ハシムルニ至ラバ、将来国家ヲ経綸スルノ道ニ於テ裨益スル所必ズ多カラン、孝允之ヲ善トシ、傾懷談論意大ニ合ス⁽⁷⁰⁾

こうして王政維新第一世代の憲法思想は、プロシア流憲法の思想に依拠して天皇親政をいわば近代的に武装させ、漸進主義を基調とする国家統治の最善策として結実した。岩倉は署名した意見書を遺書として、第二世代の伊藤に残したのであった。

王政維新第一世代の憲法思想は、常に第二世代の政治家たちによる憲法制定議論の前提に置かれ、明治憲法に表現されることとなる。それは、岩倉の死から6年経った明治22（1889）年2月11日、明治憲法が公布されたまさにその時であった。明治憲法に吸収された岩倉の構想した天皇親政は、憲法体制の基底のところで、その出発の時点から半世紀以上という長期にわたって作用しつづけたとすることができる。翻ってみれば、日本近代において、このように長期にわたって国家の憲法的骨格を支えた天皇親政の思想は、現代の天皇制をどのように談論するべきかを問いかける風発的な思想性を、いまなお纏っているといえよう。

註

(1)「朕万機ヲ親裁シ億兆ヲ綏撫ス」ではじま

- る詔（明治元年7月17日）が、天皇親政の公式な開幕を告げている。『明治天皇紀』第1、吉川弘文館、1968年10月、769頁。なお、小論のすべての引用において、旧字体を新字体に改めるほか、句読点、濁点をつけるなど、便宜をはかった。
- (2) 「航海策」（慶応2年11月）日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』第1巻、東大出版会、1968年1月〔覆刻〕、285頁。以下、同書を『文書』と略記し、ローマ数字で巻数を表記する。引用する資料が複数巻の場合、この例に倣う。
- (3) 「統叢裡鳴虫」（慶応元年）吉田常吉ほか校注『幕末政治論集』（日本思想大系56）岩波書店、1976年4月、442頁。以下、同書を『大系』と略記する。ここで問題になるのは、岩倉が関与した慶応3年10月の「討幕の密勅」という偽勅の存在であろう。これについて佐々木克氏は「秘物（大久保の表現で偽勅のこと）を（正親町三条が）あたえたことは（島津）茂久の上京を求めている」証で、「討幕（中略）の宣旨が必要となったときには、この秘物のような内容の公文書を発行することができると伝える、いわばサンプル」（『幕末史』筑摩書房、2014年11月、269頁）と解されている。小論でもこれに習い、岩倉はこの時点でも、勅の信頼性保持に配慮していたと考えている。
- (4) 「孝明天皇勅書」（文久2年5月11日）『大系』、230頁。
- (5) (6) (7) 「全国合同策」（慶応元年9月）『大系』、451頁。
- (8) 全国合同策密奏書（慶応2年5月カ）『文書』I、235頁。
- (9) 宮内省『孝明天皇紀』IV、吉川弘文館、1968年8月、612頁。
- (10) 同上書、849頁。
- (11) 「孝明天皇宸翰」『大系』、320頁。
- (12) 朝廷の最高議決機関を朝議という。関白、左右大臣ほか10数名で構成される。元治元年にはここに武家が参預したので、「参預会議」と呼ばれた。岩倉の新朝議構想は、朝議を混乱に貶めた徳川慶喜に対する間接的批判でもあった。
- (13) 「叢裡鳴虫」（慶応元年6月）『文書』I、150頁。
- (14) 同上書、159頁。
- (15) 同上書、159、160頁。
- (16) 同上書、157頁。
- (17) 同上書、160頁。
- (18) 「済時策」『大系』、499頁。
- (19) 「王政復古の沙汰書」（慶応3年12月）遠山茂樹校注『天皇と華族』岩波書店、1988年5月、3頁。
- (20) (21) 多田好問編『岩倉公実記』中巻、岩倉公旧蹟保存会、1927年7月〔再刊〕、685丁。以下、『実記』と略記する。
- (22) 同上書、686丁。
- (23) 同上書、689丁。
- (24) 同上書、687丁。
- (25) 『文書』I、376頁。
- (26) 同上書、377～382頁。なお、伊藤之雄『明治天皇』ミネルヴァ書房、2006年9月、166頁も参照。
- (27) 『文書』I、382～387頁。
- (28) 徳育論争に関する資料については、山住正巳校注『教育の体系』岩波書店、1990年1月、78～86頁参照。
- (29) 「華士族授産之儀ニ付建議」（明治11年7月）『文書』I、415頁。
- (30) 同上書、411頁。
- (31) (32) 同上書、422頁。
- (33) 「華士族授産之儀ニ付建議」（明治11年7月）『文書』I、423頁。
- (34) 『実記』中巻、685丁。

- (35) 「政府書類雑件」(明治2年記述分)『文書』Ⅷ、50、51頁。なお、議事院構想は、岩倉だけのものではない。たとえば薩土盟約(慶応3年6月)にも登場する構想であるし、同年11月には、坂本龍馬が「新政府綱領八策」で上下議政所の設置を提起している。
- (36) 『実記』中巻、687丁。
- (37) (38) 同上書、688丁。
- (39) 「政府書類雑件」(明治元年記述分)『文書』Ⅷ、16、17頁。
- (40) 同上書、18頁。
- (41) 『大系』、494頁。
- (42) 『文書』Ⅱ、131頁。
- (43) (44) 同上書、133頁。
- (45) (46) 『大系』、495頁。
- (47) 同上書、496頁。
- (48) 同上書、500頁。
- (49) 本山幸彦『横井小楠の学問と思想』大阪公立大学共同出版会、2014年5月、106頁参照。
- (50) 『大系』、497頁。
- (51) 『文書』Ⅰ、325頁。
- (52) 同上書、326頁。
- (53) 「門下ニ示スノ書」(明治2年4月)『文書』Ⅰ、335頁。
- (54) 坂根義久校注『青木周蔵自伝』平凡社、1970年8月、50頁。
- (55) 同上書、58～63頁参照。
- (56) 「大日本政規」およびその修正案「帝號大日本政典」は、稲田正次『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、1960年4月、212～228頁参照。
- (57) 「憲法制定の建言書」(明治6年7月)日本史籍協会編『木戸孝允文書』Ⅷ、東大出版会、1971年7月〔覆刻〕、128頁。
- (58) 同上書、123頁。
- (59) 同上書、122頁。
- (60) 「座右日歴覚書」『文書』Ⅰ、86頁。
- (61) 「政府書類雑件」(明治11年記述分)『文書』Ⅷ、84頁。
- (62) 「座右日歴覚書」『文書』Ⅰ、94頁。
- (63) 米原謙『国体論はなぜ生まれたか——明治国家の知の地形図』ミネルヴァ書房、2015年4月、101頁。
- (64) 大久保利謙『明治憲法の出来るまで』至文堂、1956年12月、135頁。
- (65) 註19前掲書、127頁。
- (66) 「立憲政体に関する意見書」(明治6年11月)日本史籍協会編『大久保利通文書』Ⅴ、東大出版会、1968年3月〔覆刻〕、185頁。
- (67) 「具視憲法制定ニ関シ意見ヲ上ツル事」(明治14年7月)『実記』下巻、716丁。
- (68) 同上書、728丁。
- (69) 日本史籍協会編『木戸孝允日記』Ⅱ、東大出版会、1967年1月〔覆刻〕、453頁、明治6年11月20日記述分。
- (70) 『実記』下巻、326丁。